

3 事業実施期間

令和4年12月1日～令和5年1月31日まで



4 助成総額

助成総額 1,250,000円

※一団体当たりの助成金額は、25,000円を上限とします。

5 事業対象経費

事業の実施にかかる直接経費に限ります。ただし、既製品（弁当や飲み物、賞品など）は対象外になります。

6 助成の決定

- (1) 申請後、事業の内容及び助成金の使途計画等を審査のうえ、助成の可否及び助成額を決定します。助成金については、予算の範囲内で決定します。なお、応募者が多数の場合は、全ての団体に助成できないことがありますので、ご了承ください。
- (2) 同じ取り組みに対して複数団体からの申請はできません。

7 助成決定後の手続き

助成金の交付決定通知後、事業を実施し終了後10日以内に実績報告書及び請求書を提出してください。受付けて内容を確認した後、助成金を交付いたします。

8 募集期間

令和4年10月13日（木）～11月4日（金）まで

※申請書は鹿屋市社協のホームページからダウンロードされるか、来所にてお受け取りください。ご不明な点は下記の連絡先までお問い合わせください。

社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会

	本所(地域福祉課)	TEL0994-44-2277	FAX0994-44-7757
	吾平支所	TEL0994-58-8860	FAX0994-58-8870
	串良支所	TEL0994-31-4400	FAX0994-31-4401
	輝北支所	TEL099-486-0777	FAX099-486-1333